

# 部活動の活動方針

## 銚子市立第五中学校

### 校長名 宇野 聡

教育目標	<p>1 学校教育目標 「生きる力を身につけ、主体的に行動できる生徒の育成」</p> <p>2 部活動の教育的意義 部活動は、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。 そして、本校の学校教育目標にある「生きる力を身につけること」「主体的に行動できること」の育成に資するものである。</p>
部活動の基本方針	<p>1 はじめに 銚子市立第五中学校の「学校の運動部活動に係る活動方針」（以下、「学校方針」という。）は、「銚子市における運動部活動の方針」（以下、「市方針」という。）に則り、策定する。なお、市方針により、当面、文化部活動に関しても、その特性を踏まえつつ、学校方針に準じた取扱いとする。</p> <p>2 適切な指導の実施</p> <p>(1) 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年文部科学省）や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（平成30年6月改訂千葉県教育庁教育振興部体育課）、市方針に則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。</p> <p>(2) 運動部顧問は、次のことを配慮し指導を行う。</p> <p>ア スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるために、休養を適切に取らせる。</p> <p>イ 過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解する。</p> <p>ウ 生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒の自主性・自律性を尊重し、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。</p> <p>エ 科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を身に付けることに努める。</p> <p>3 活動時間及び休養日の設定</p> <p>成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、市方針を踏まえ、以下の基準を定める。</p> <p>(1) 適切な活動時間</p> <p>長くとも平日の活動時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は3時間程度とする。</p>

## (2) 休養日の設定

- ア 学期中は、平日（月～金）に1日以上、週末（土・日）に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設定する。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。
- イ 長期休業中、平日は、学期休養日の設定に準じた扱いとし、週末は、原則、休養日とする。なお、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。
- ウ 原則として、定期試験開始日の3日前から終了までの期間は、朝練習も含めて休養日とする。

## 4 事故防止及び健康管理

けがや事故を防ぐために、次のことに留意する。

### (1) 発達段階に応じた指導

- ア 各生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない練習となるよう留意するとともに、その日の環境条件や生徒の体調等の確認を行う。
- イ 体調等に優れない生徒が、顧問に申告できないことがないように、日頃から、顧問に申告できる体制及び雰囲気づくりに努める。
- ウ 熱中症への予防のため、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動実践や、こまめに水分を補給し休憩を取ること、生徒への健康観察など健康管理を適宜行う。

### (2) 施設・設備の点検

- ア 法律で義務づけられた施設や設備の定期的な安全点検以外に、日常的な安全確認や点検に努める。特に、活動前に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- イ 顧問は、部として施設や用具を大切にすることを意識を高め、小さな不備も見落とさない視点を生徒に養成するとともに、施設・設備や用具の管理には十二分に努める。

### (3) 校外での活動時における安全

学校外で活動する場合、次のことに留意する。

- ア 学校外で活動したり、大会等で学校外の場所へ移動する際の安全指導は、あらかじめ部員全員に徹底する。
- イ 学校外で活動する際、顧問もしくは代わりに責任を持てる者がつき、生徒だけで活動することはしない。
- ウ 活動場所の安全点検や時間帯・人数・運動量等に配慮する。
- エ 大会等で学校外の場所へ移動する際、顧問等の引率責任者がつくことを基本とする。

## 5 その他

### (1) 複数校の生徒による合同部活動等の取組

本校だけでは特定の協議の部活動を設けることができない場合は、スポーツの機会が損なわれることがないように、複数校の生徒による合同部活動等の取組も検討する。

### (2) 保護者との連携

部活動を運営するに当たり、年度当初、保護者会を設定する。必要に応じて、保護者の意見を聞いたり、顧問の考えを伝える場を設ける。

なお、遠征や物品の購入等に当たり、保護者から預かった必要経費の説明は必ず行う。